

平成 29 年 3 月 23 日
沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の
最低制限価格試行要領」の一部改正について

みだしのことについて、国土交通省において、低入札価格調査基準の見直しが行われたことから、「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

記

1. 改正内容について 「新旧対照表」(別添)のとおり
2. 施行時期 平成 29 年 4 月 1 日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用
3. その他 改正後の試行要領(別添)
土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班のホームページに掲載

○沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領

新	旧
<p>(最低制限価格の設定)</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p>
<p>第4条 略</p> <p>2 最低制限価格は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第12号）第129条に基づき、予定価格に次の(1)～(7)に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計額を基準として定めるものとする。また、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができるとする。</p> <p>ただし、(1)から(7)までの合計額が予定価格の10分の7に満たない場合、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 最低制限価格は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第12号）第129条に基づき、予定価格に次の(1)～(7)に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計額を基準として定めるものとする。また、業務委託の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができるとする。</p>
<p>(1)測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3)建設コンサルタント業務（土木関係）</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p>(4) 略</p> <p>(5)現場技術業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額</p>	<p>(1)測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3)建設コンサルタント業務（土木関係）</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>(4) 略</p> <p>(5)現場技術業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額</p>

(6) 略

(7) 建設関連維持管理業務

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(6) 略

(7) 建設関連維持管理業務

- ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額